

## 次回の検討内容

---

### 1 発議に要する署名

#### (1) 住民発議に要する署名数

川崎市では、必要署名数の割合をどの程度とするか。

住民発議に要する署名数はどの程度が適当かという合理的基準はなく、立法政策上の問題と考えられる。

他の自治体では、1/50 から 1/3 の間でさまざまな規定がされているが、広島市は 1/10 以上、大和市（自治基本条例）では 1/3 以上と規定している。

#### (2) 署名簿の縦覧

直接請求制度では、住民からの異議申出の期間を保障し、それにより名簿の公正性を高めることを目的として縦覧制度が設けられているが、住民投票においても縦覧は必要か。

### 2 投票運動について

#### (1) 投票運動の考え方

投票運動をどの程度認めることとするか。

高浜市や富士見市などでは、買収や脅迫など、住民の自由な意思を拘束、又は、不当に干渉するような行為を除き、原則、投票運動を自由としている。

これらの自治体では、選挙で禁止されている戸別訪問についても認めている。

#### (2) 罰則規定の考え方

徳島市で実施された個別設置型住民投票（吉野川・可動堰建設）では、買収、供応などについて、10万円以下の罰則規定が設けられたが、常設型条例ではそのような事例はみられない。

香川県三野町では、罰則規定ではないが、買収や脅迫などの違反者を広報誌や掲示板で公表すると規定していた。